

平成22年 第2回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。3点ほどお尋ねいたします。

まず最初に、ごみの減量化について、きょう皆様のお手元に配付していただいております芦屋町のごみ減量化計画の中についてお尋ねいたしたいと思えます。

まず、今年度から3年間の町のごみ減量数値目標が示されておりますが、年次的な計画やチェック体制もなく、実行性に乏しい感がございます。ごみ減量化に欠かせない分別回収率の向上や生ごみの出し方など、今後においても町民や事業者への積極的な働きかけがどうされるのか、お尋ねいたします。

2番目に、生ごみの資源化についてはどのような協議や取り組みが行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

次に、河口堰のごみ処理問題について、1月に開催されました「第2回I LOVE遠賀川流域リーダーサミット」において、芦屋町長は最下流の芦屋町が大雨のたびに悩まされている河口堰からの大量のごみ問題などについてご報告され、流域共通の環境美化条例や基金創設及びデポジット制度の導入など法整備を国に求めることなどを提案されました。

遠賀川上流あるいは中流域の首長からも参加首長からも賛同するご意見が多く出て、次回2年後にはなりますが、その次回のサミットにつなげていくということが確認されたと認識しております。

流域全体の自治体を含めた協議が、この問題についてはどのように進められているのかお尋ねいたします。

最後に、これもお手元に参考資料を配付させていただいておりますが、芦屋町環境基本計画や条例制定についてお尋ねいたします。

16年前、平成6年だと思えますが、施行されました環境基本法により、芦屋町は町全体の環境保全に関する施策を策定し実施する責務、これはその基本法第7条に掲げてあると思えます。それがありませんが、いまだに計画も策定されておられません。遠賀川のごみ問題の解決策を流域自治体に提言している自治体の首長としても、ぜひ住民参加による計画策定や条例制定に向け早期の取り組みを求めますが、町長にご見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

件名1のごみの減量化について、要旨1点目でございますが、策定いたしました芦屋町ごみ減量化計画の計画期間は、平成22年度から3カ年計画といたしまして、減量の目標値を平成20年度比で家庭系を15%削減、事業系を10%削減としまして、目標年度を24年度としております。

減量の把握は各年度ごとの芦屋町からのリレーセンターへの搬入量資料などで確認・チェックを行い、状況によりまして、次年度の取り組みに結びつけていくことを考えています。

計画書におきましては、町民、事業者、町の役割を掲げ、それぞれの実行、行動計画を掲載しています。推進の方法といたしましては、啓発のため、広報及びホームページ掲載、特に事業者につきましては、商工会への協力をいただき啓発に努めます。さらに、区長会を主体とする地区衛生組織と一体になりまして、啓発の推進等に取り組んでまいります。

続いて、要旨2点目でございますが、広域行政事務組合で設置されました廃棄物減量等推進会議の生ごみの回収に関する答申——平成20年1月30日答申となっておりますが——これを受け芦屋町の新たな取り組みといたしましては、21年度からでございますが、簡易なものではありますが、水切り器による減量の取り組み、平成22年度からは従来のコンポスト容器購入に対する助成に加えまして、生ごみ電動処理器購入に対する、上限2万円の助成制度を実施しております。そして、生ごみの資源化を啓発するとともに取り組みを図っていくこととしております。

広域事務組合構成市町村での生ごみの資源化の取り組みにつきましては、2年ほど前に試験的ではありますが、生ごみ試験分別収集モデル地区を指定しまして、可燃ごみ収集日の二、三日を地区住民の皆様にご協力いただきまして、分別収集を行ったことがあります。

今後の生ごみの資源化、堆肥化等でございますが、それと分別収集方法などにつきましては全体的な課題ととらえております。

続きまして、件名2の河口堰のごみ処理問題についてでございます。

本年1月のリーダーサミットの席におきまして、波多野町長から提言・提唱されました遠賀川を美しくするための共通条例の制定、基金の創設、そして国への働きかけとしまして、デポジット制度の導入について、サミット開催の国土交通省遠賀川河川事務所を主体に、遠賀川の水質汚濁防止連絡協議会におきまして、検討していくこととなります。関係市町に条例の制定、基金の創設に関するアンケート調査が実施されましたので、これから各種協議が進められることと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

要旨大きな件名の3点目、芦屋町環境基本計画や条例制定についてということで、計画策定、条例制定に向けて早期の取り組みを求めるというご質問でございます。

環境基本法での地方公共団体の責務としてということで、地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定、そしてかつ実施するというところで、議員言われた第7条の責務ということはそのいうことでございます。

芦屋町は環境政策の一つではありますが、芦屋町環境美化に関する条例を平成6年に制定。環境美化を推進して現在に至っております。また、本町といたしまして、一事業体といたしまして、芦屋町環境保全実行計画を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減等に取り組んでおるわけであります。

町全体の環境の保全につきまして、町民、事業者、町が連携し、どのように取り組むのか等の基本計画の策定や基本条例を制定し実施するには、それなりの調査、研究を必要といたします。

現状におきましては、住民、事業者の皆様が環境に優しい取り組み等を啓発するとともに、情報の提供などを行っているところでありますので、計画の策定及び条例の制定につきましては、必要性等を十分に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

ごみ減量化計画でございます。

皆様のお手元にありますので、これはけさほどの一番目の一般質問のところでも、波多野町長が「ごみの減量化は永遠のテーマだ」という言葉が先ほど聞くことできたんですが、これがちょっと私がこれももちろんパブリックコメント経てここに出てきてるんですけども、パブリックコメントに関しては1件もなかったという議会での報告は受けてますが、これ自身、きょうは行政の担当課の方をお願いして、この計画をぜひ町民の傍聴者の方も含め、行政の執行責任者の方も含めて見ていただきたいなと思ったのは、これがパブリックコメントの機関を経てでき上がったのが前年度末だろうと思えますけど、4月、5月、今6月ですけれども、これがホームページもリニューアルされたところでは、この内容がある程度まとめられ、あるいはこの内容がそのまま策定されているのであれば、ホームページに載るだろうということも思いながら、ずっとチェックしてきましたが、この間掲載されていないように思われます。それと、当然これ広報に関しては

掲載の準備の期間もありますから、今後ということはおありでしょうが、これが一切町民に知らされない、知らされていないということがちょっと不思議なのと。それと、これはどういうふうな策定をされたのか、いわゆる庁舎内部だけなのか、先ほど来広域のほうの、いわゆる広域のほうにもごみ減量化に関する目標数値だとか、あるいは生ごみも含めた審議会あたりもあるんですけども。そういう芦屋町のいわゆる一般の住民の方あるいは各種団体の方でもいいんですけど、そういう方たちが入れられたのか、そこら辺もよくわからないんです。これを策定された人員メンバーと、それとこの数字目標ですね、先ほど来、家庭ごみが15%、事業者が10%、これはどのような根拠に基づいてこの数字が出されたのか。広域の目標数値とちょっと違ったりするものですから、そこら辺を教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

住民の皆様などへの策定の周知というんですか、お知らせでございますが、広報につきましては、広報紙の紙面等ございまして、7月15日ぐらいに広報紙面に掲載予定。行事計画表の裏面を使いまして、概略というんですか、概要を周知しようというふうに考えております。

それと、ホームページへの掲載につきましては現在鋭意作成中ございまして、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

それと、減量化の目標数値の関係でございますが、芦屋町は家庭系15%、事業系10%という削減目標を立てております。この数値の算出というんですか、設定の根拠となりますのは、広域事務組合のほうでごみ減量化の目標の数値、これが22年度までたしかそう思いますが、全体的なもので20%減という大きな数字が出ておりました。その関係を芦屋町の方で年度ごとに減量になってきた数値等を勘案いたしまして、この15%と10%を設定させてもらっておりますが、この計画書策定に当たりましては、所管の環境住宅課のほうで、広域事務組合のご意見等をいただいた中で策定をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

策定された経緯はお聞きしましたが、1つ確認したいのが、この広域のほうはこれ私手元に持っているのは、行財政改革の実施計画の中には、このごみ処理に関する事務として、平成20年度比いわゆる芦屋町のこの計画とスタートは一緒ですが、いわゆる比べる基礎になる年度は平成20年度なんです、20年度に対して21年度は5%、22年度は10%の削減、いわゆる

20年度比に対して22年度で10%という削減目標を掲げていると思いますけど、ちょっとこの数字的にちょっと整合性がないなという感じがしたんですが。いずれにしてもこれを策定されたのが担当所管の環境住宅課であり、そしてこの内容に関して現状、課題、そして今後のごみ減量に関する実行計画というふうに流れてはいるんですね。それで、字も大きくて読みやすいんですが、これが最初の質問項目に書いているように、どのように実行が担保されるのか、全くわからないんですね。それで、3年間のトータルの目標数値は、そうやってそれぞれ家庭系、事業系並べてありますが、じゃあその次の段階の数字は、いわゆる結果を見て次を設定するというふうに私は先ほどの説明を聞いて感じたんですが。

まず、このページの一番肝心なところは、10ページのごみ減量に関する実行計画、ここにまず大きな一番として、町民のごみ減量行動計画ということで、買い物編、生活編、ごみ出し編、これはちょっとお言葉がきついかもしれませんが、これはもう普通みんながわかってる、頭では。わかってる内容で、常にどっかで見る、何ていうんですかね、啓発文書なんですよ。ですが、本当にこれを実行しようと思ったら、今現在の課題をもう少し掘り下げて、どうやってこれは例えば地域に対して、事業者に対して、どのような方策を具体的にしていく。ただ、その意識啓発・啓蒙活動だけでは、とてもじゃないけれどもこの数字がどうなのかなと。

先ほど町長も午前中のところで、ごみ減量化の推移をちょっと具体的に18年、19年のところをとられて、かなり数値が下がったということはおっしゃって、それ事実なんです。これは一般的には確かにそういう分別を含むリサイクルが進んだ部分と、特に19年、20年にかけての経済不況ですよ。それによって消費が冷え込んだという、これはもう全国的な傾向ということで、もう皆さん周知されてるところですが。

ですから、例えば5ページにある、1人1日当たりの排出量が、そこに20年度が549グラムというふうになってます。これを例えば24年度までの3年間、今年度からですね、22、23、24と、この3年間で15%、単純に言えば減らそうと。その具体的なやり方は例えば8ページに。例えば、ご飯茶わん半分、8ページに書いてありますけど、この160グラムがその削減目標の80グラムという、おおよそ想像がつくような、こういう絵を描いてあるのはいいんですが、実際そういうふうにしていく、その手段が、ただ例えば区長会のところに行ってお願ひして、そうやってしてもらおうように願ひする。そして、事業者のところも商工会の方たちのご協力を得て、そこに行ってお願ひする。それだけの取り組みにしか見えません。私も別に行政にそれ以上のことをやれとかいうのではなくて、もう少し具体的なものがないと、本当にこれが実行できるのかなという疑問がありますが、この疑問はどうやって解消していただけますでしょうか。具体的な方策をもう少しあれば教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

第1回目の答弁で申し上げましたように、芦屋町からどの程度のごみが減量されているのかといったところは、リレーセンターへの搬入量資料、それをもとに確認等を行っていきます。そして、その状況によりまして、削減されてない状況とか、そういったことが見受けられますと、その取り組みにつきまして、次年度にどういった取り組みをやっていけばよいのか。そして、それを減量化に結びつけるという方策については検討を要するものと思っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この問題だけで時間はかけられないので。今の説明を聞きますと、実際22年度、もう既に2カ月たったんですが、この計画書見ると、本来なら今おっしゃった課長の言葉は1年前に聞かなければならないことじゃないかなと思うんです。というのは、もう22年度から既に目標値をいわゆる家庭ごみでしたら15%がもう既にスタートしてるんだと私は認識してるんです。

ところが、今の説明ですと、今年度いっぱい中に、そのときそのときで数字は出ますよね。月でも、月単位でも。それからすぐやっていくのかというよりも、来年度に向けて、そうであれば私は実質23年、24年間の2年間でしか、この取り組みはできないんじゃないかと危惧しますが。ここが私が言ってる意味がわからないのかなと思うのは、もう既に22年度のその数値目標に入った取り組みがされてなければならないんじゃないかということをおっしゃったんです。ですが、それはないようですので、とりあえずこのことは今後、その集計表をどういった形で細かいようですが、チェックされていくのか。1年間を見て、あるいは半年ぐらいのを見て、次の次年度の数値を上げるのか。単年度だけでも、22年度だけでも幾ら何%削減という、そういう数値は決まってないんでしょうか。そのことだけ確認をさせてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

21年度の減量の関係でございますが、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの関係、合計でございますが、21年度につきましては4,193トンとなっております。この数値を平成20年度比にいたしますと、3.7%の減ということになっておりまして、約4%弱減量化されてると思っております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

それが今出てくるとは。確かに20年度までのデータがあって、そして21年度はなくて、いわゆるもう既に20年度をベースにしたあれからすれば、今おっしゃったまさに21年度が確かにもう出てるということで3.7%。これは自然減少だろうという気がします。努力によってされたのか、そこはちょっと追究はしませんが、いずれにしても3.7%が今22年、今の把握してる数字ということになるわけですね。結構です。もうこれに関しては、いずれにしてもこの計画がもう少し具体的な取り組みないしは数値目標がはっきりしないと、これをどういうふう具体的に地域でも働きかけていかれるのかということがちょっとわからなかったの、お尋ねしたんですが。堂々めぐりですので、とりあえず次の生ごみ資源化の協議のところに入ります。

これは2年前に、分別モデル地区いわゆる生ごみの出し方の調査ということでは、ちょうど私のほうは江川台なんですけれども、江川台が去年の夏でしたかね。いわゆる絞り器を配っていただいて、それでちょっと出してもらうようにというようなモデル地区としての調査もあったんですけど。これは今どういう状態で、この調査結果はどこが管理して、これがどういうふうに住民らに各自治体のほうに報告されて、これがまた資源化というよりも、ごみ回収のいわゆる量を減らす、水分量減らすという、何の目的でされたのか、そこら辺のところを教えてくださいませんか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

ごみ減量化の関係でモデル地区として、21年度中でございますが、町内4地区をモデル地区といたしまして水切り器、これを合計で500個、区に入られてる世帯のみでございますが、配付いたしましてアンケート調査を実施いたしました。その集計等は行っているわけですが、資料等につきましては環境住宅課のほうで管理をしております。このデータ等を関係自治体に配付するとかいったことについては行っておりません。今後もこの水切り器の配付につきましては継続してやりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

昨年度は4地区に限ってやったと。そして、アンケートもしたが、今年度はまた範囲を広げる。

いわゆる地区をふやしていくということでしょうが。水切りに関してはそういうのをぜひ利用して、少しでも自宅から出すときにそれを利用してやってくださいということで、幾らか効果があるのかもしれませんが。

その前の年に、はまゆうのほうの団地のほうで、ごみ出しの状況を調査されたことがあったと思いますけども、その調査は何のためにされて、今それがどういうふうな議論の中で使われているのか。地元の方からも、そういうのされたけど、それがどうなってるのか。今、それが何のためにそういうようなことをしたのかという、そういう地元の方の声もあったので。とにかく何をやっても多少なりとも、こうでした、ああでしたということの報告はしていただくのが、一般的に言う情報の共有化じゃございませんでしょうか。そのもう3年前だろうと、2年以上前だろうと思いますけど、はまゆうでごみの出し方の調査は今どのところで生かされているのか、何のためにされたのか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

平成20年度ですが、広域事務組合構成市町の中で、生ごみの資源化のためにといったところで試験的に分別収集を行いました。

これにつきましては、生ごみを有効に使おうという資源化でございますので、収集等行いまして、その後堆肥化ですね、そういった処理に結びつけるといったところでございますが、この最終の堆肥化処理を行う業者、施設等、そういった問題等がございまして、現在のところは検討はしておりませんが、構成市町全体的な問題、課題としてとらえております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

広報の機関誌も年2回から3回発行されてますが、いずれにしても、そういう調査とかされた場合は、何らか最低でもそういう季刊誌なりを使ってご報告されるのが当たり前じゃないかなと思うんですが。特に広域の季刊誌に関しては、それこそ機関がありますので、その辺は芦屋町の広報のところでも、何のためにされたのか、それが今どう生かされているのか、ほとんど見えないう。一事が万事で、そういうところで何かをしてもその結果報告がほとんど報告されなかったりするの、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、ここの自治体の悪いくせかなというぐらい報告がないということがすごく多いということは。今後いろんな意味でそういう調査をされた場合は、何らかの形でなるべく早く、詳しく述べる必要はなくても、何らか報告をしていただきたい

いと。それは要望しときます。

それと、大きな2番目に入ります。河口堰のごみ処理について。

これに関しては直方のほうで1月17日でしたか、ILOBE遠賀川の流域サミット、リーダーサミットですかね。これは平成20年度と合わせると2回目ということで、1回目の木屋瀬のほうも私行きて、波多野町長の芦屋からの問題提起をされたのを記憶していますが、それが今回の2回目のそのリーダーサミットのところで、かなり前進してきて、地元で活動してる団体としてもすごく喜ばしいことだなあと思いましたが。ただ、遠賀川流域リーダーサミットというか、これが多分決定機関ではないと思われまして、どういうふうにも3点の提案が協議して決定していくのかなというのがわからなかったんで、今お尋ねしたら、遠賀川水系、水質汚濁防止連絡協議会ですよね、水濁協と俗に言ってる。そちらのほうにいわゆるおろして、そういうことが今後協議されていくと。

それで、先ほどおっしゃいましたアンケートという言葉が出てきたんですが、このアンケートというのは、概要でいいんですが、何のアンケートなんでしょう。どういったアンケート、何を求めるアンケートなんでしょう。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

アンケートの内容でございますが、遠賀川を美しくするための共通条例というんですか、その制定の関係の分と基金創設の関係のアンケートでございます。それと、現在あります水源の森基金とか森林環境税、これらの有効利用とか、そういったものについても今後、アンケート集計をされた中で協議・検討されていくものと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

3つ目のデポジット制度などの法整備を国に求める。これはたまたま、たまたまといいますか、今回議会のほうにも意見書としては上がってますけれども、あの場で出たデポジットに関する、国への要請、それがどういった団体であるのかということも含めて、この点はまだ協議がなされてないということの認識でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

デポジット制度の導入の関係でございますが、議員ご存じのように、新聞などで6月3日に遠賀川浄化活動取り組み団体のI LOVE遠賀川流域デポジット法制化を求める事務局の方々が、デポジット制度導入などを求める要望書ですか、これを国に提出されたといったなどの報道があっておりました。

それと、今回芦屋町議会におきましても、政府及び国会に対して拡大生産者責任及びデポジット制度の導入で、循環型社会の再構築を求める意見書などが上程されております。そういった取り組みが行われておりますし、町長もごみ問題解決が使命であるとも言われております。

それで、今後の水濁協でございますが、そういったところでもこういった情報を収集等やった中で協議を進めていくかどうか、その辺の検討もあわせて行われるものというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

先ほどデポジットの関係で、デポジット法制化を求める事務局あたりの国への要望ということを見聞報道で見たということがあったので、ちょっと先ほどのごみの資源化のところにもちょっと少し戻るような形になりますが、5月26日から28日まで、大木町、大川市、筑後市、共同開催による環境自治体会議というのが開催されました、これは全国自治体としては約60団体が、18年前この環境自治体会議という任意団体が発足しまして、今年で18回目を迎えるということで、会場が福岡県内の先ほど言いました3つの団体、大川市、筑後市、大木町というところで、この自治体会議を行われて、そしてこれは全国でたくさんある自治体のうちの約60団体が登録し、そして個人登録者あるいは団体の環境保護団体などの加入もありまして、そんなに大きくはないんですが、これもこちらのほうでは地元の記者が余り報道してなかったんですけども、延べ人数ですけど、3千四、五百人の参加を得た、大きなこの自治体会議があったんですが。これに関しては大木町、大川、筑後あたりで共同して実行委員会つくってたんですが、私も実際参加して、2日前に担当課のところに、この通称筑後会議と言いますが、これのご案内が各自治体に行ったもんだと思って、担当課長に聞きましたら、何ですか、筑後会議ちゃあ全然聞いたことありませんとおっしゃったので、私もちょっともう終わってからではあったんですが、実行委員会をされてたところにきいたんですね。せっかくそうやって全国開催が今年福岡であったのであれば、各県下の自治体にはご案内は差し上げられてたんじゃないかなと思って、ちょっと終わってから聞いたんですが。10月、11月に1回、県下の自治体に全部ご案内差し上げ、3月のところでもご案内差し上げましたということがあったんですが、そういう文書はすみません、後もつ

てではございますが、どこがお受けになられましたでしょうか。どなたも見ていらっしゃいますか。ご回答いただける方がいらっしゃらないんですか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

そのことはご連絡等があったというふうには思っておりますが、議員からのお話を聞きまして、確認をさせていただきました。そうすると、文書のつづりの中にその文書はございました。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

終わってからこういうこと言ってもあれですけど。ひょっとしてうちの自治体は届いてなければこれは大変だなと思って、ちょっと確認させていただきました。

その筑後会議の3日目の最終日に、このデポジット制度を国に求める。あるいは生産者拡大責任のそちらのほうも一緒に求めるということもあって、その流れでいくということもあったんですが、いずれにしても今後遠賀川流域のリーダーサミットで提案されたのが、そういう機関で流域の首長さんたちと詰めていただいていくことでは期待もし、私ども議員としてもいろいろな働きかけをしていかなければならないかなと思っているところです。

それと、最後のところになります、環境基本計画あるいは条例制定についてですが。

私もあと残すところ1年、波多野町長も任期はあと1年だと思いますが、私この8年、9年目にして、今回でこの提案をするのは4回目なんです。それだけ皆様も含めて記憶が薄いということであれば、私の思いがなかなか伝わっていないという反省もあるんですが。

1回目が2003年、平成15年の12月議会。私が議員になって12月の議会です。そのときはちょうど鶴原副町長がいらっしゃいますが、住民参画条例策定中だったんです。住民の方の協力を得て。だから、私としてはいろんなまちづくりに引っかけた条例っていうのがありますよね。芦屋町の場合は、観光まちづくりビジョンだとか。そういう意味で、ぜひこの芦屋の総合的な環境政策をまちづくりの一環としてつくっていただきたいと。そのことを住民参画条例策定中の折に引っかけたつもりでした。そのときには今の町長みたいに、にべもなく考えておりませんと。当然そのときは波多野町長は議員さんでいらっしゃったんですが。

そして、2回目が2005年、平成17年9月議会。このときはアフリカから見えました、もったいない運動の、あのさなかでしたから。このもったいない運動に環境政策ですね。ごみの削

減あるいは温暖化防止対策、それに絡めて申し上げました。それで、そのときに今回答いただいた当時の課長さんが、実際そのときに策定してる他の自治体を検証中とおっしゃいました。検証しているところであると。そして、そのときの県下のいわゆる策定自治体の数まで調べてご報告いただきました。

そして今回です。それで、今回申し上げましたのは、1回目の質問に書いてあるとおり、これだけ芦屋は本当に遠賀川の河口堰のごみの問題、そして水質いわゆる水質の悪さですね。毎年ワースト2、3を行ったり来たりしてるような、私たちの命の水である遠賀川の水がこういう状態であるという大きな問題を抱えているのと、芦屋海岸という海浜の保全、これは私もずっとこの間いろいろなところで問題提起もし、いろいろ発言もしてきてますが、芦屋の海浜、海岸保全、このテーマもあります。そして、ごみの問題、リサイクルの問題、循環型社会というこの大きな地球的テーマに、これは地球一人一人のみんなが取り組まなきゃいけない、そういう時代にあつて、芦屋町は特にそういう流域団体に対してでも自分たちのそういう被害を訴えている以上、私たちの足元のところでも、これだけ努力をしているという、そういう総合的な環境政策というのは、私これ本当にまちづくりの一環としてずっと提案してきました。

というのは、2年前にプラスチックごみの分別回収がありました。そのときに問題にしたのは北九州市がわずか1年でたしか20%のごみ削減を目標に上げてて、それを2カ月間、職員と地域の人たち、それはもう地域でまちづくり協議会というのがもう既にできてましたから、職員と地域のそういう人たちが半年かけて、毎回毎回張りついて、そしてそれを見事にわずか1年で20%削減したという話もたしかしましたが、なかなかそれが伝わってないんだなということも含めて、その計画を立てられても、そこにどういうふうにする、方策が全然見えない中で、結果でしか報告がされない。結果がたまたま例えば15%になる場合もあるかもしれません。そういうみんなでも共有、住民と職員と事業者とみんなでも頑張つて、ひょっとしたらそれ以上の成果が出るかもしれない。そういう働きを共有化することは町のいわゆるコミュニケーションを図ることにもなるし。大変です。確かに。大変ですが、そういうことをやっていくためには、これ一つの案ですけれども、何回も言ってますけど、出前講座で待ってるのではなくて、やはりこの一つ問題、ごみ減量化の問題の一つとっても、時間をかけてでも1区1区、自治区でやっば守っていくとか、そういうことの必要性を私感じているんです。そこにはそれこそ数人しか来ない自治区もあるかもしれません。ですが、もうそういうことからしないと、要請があつたときに行きますという2年前の答えだったときは、本当に愕然としましたし、今の課長のあれでも、なかなか本当に危機感があつて、それをこういう方法で解決していきますという熱意が伝わってこないし、内容もこの文章だけでは具体策は見えてこないという。そういう思いがあつて、最後のこの項目になった次第でございます。

それで、環境基本法の私のとらえ方が悪いのかもしれませんが、法律6条ですね。ちょっと文章を読みますと、7条だけですが、基本理念にのっとり、環境の保全に関し国の施策に準じた施策及びそのほかのその地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し及び実施する責任がある。これはいわゆる芦屋町全体に係る環境施策を具体的につくり、そしてそれを実施しなさいよということではないのでしょうか。町長、もう一回お聞きしますが。それを踏まえて、私総合的な基本計画をおつくりいただく気持ちはないか、お尋ねしてるところです。

○議長 横尾 武志君

副町長。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

第7条は、今言われましたように、基本理念にのっとり各地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定するという、つまり、この施策を策定するというのが責務ということになっておりますので、策定しなければならないと考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

ですから、3回過去質問するたびに、お答えになる課長さんがそれぞれ違うんですが、検討中とか、そして次にはつくらなければならないと認識はしてますと、そして今の副町長も策をつくるということでございます。で、つくるんでしょうかということをもう一回確認したいのは、先ほどの小田議員の中にも、平成23年度から第5次の町の総合振興計画がまた新しいものが出てくるし、今それを策定するために、審議会の公募も先日あったと思いますが、本当はもうその23年度の中には、私としては芦屋町の環境保全に関する基本計画ができていて、それが芦屋町の今後最低10年間の環境政策のベースになる、基本になるというぐらいになることが理想です。ところが、もうそれをわずか1年足らずの間につくれていることはもちろん無理だということですし、そして何よかやっぱり町民を巻き込んでしないことには、この環境政策は、町民といえますか、事業者も含めてしなければ、行政だけでつくってできるものじゃないですよ。そういう意味で、本当に取り組んでいただきたい。そのためには、わずかごみ資源化の問題一つにとっても、堆肥化の一つにとっても、やはり町民、私たちも含めて、それぞれいろんな提案を持っていたり、いろんな専門家の方をご紹介したりとかいうことがありますので、それは私たち個人も努力はしていきますが、結局何をやるでもお金があるということで、何となく役所というところは動く前にあきらめておしまいになるという、そういうところがありますので、これはいろんな事例があります。そのために、もう山のように私は資料を持っておりますけれども、今回ちょ

っと説明はできませんでしたが、資料として基本計画の資料をコピーをさせていただいたところは飯塚市でございます。飯塚市は2年間かけて環境基本計画を住民と一緒に、市民と一緒につくってありますが、それが今皆さんにお渡ししてるのは、こういう表現で町民に知らせた。もちろんこれはつくるまでが相当ご苦労があったんでしょけど、つくるのが目的ではなくて、これをどうやって実行するかが一番の問題ですので、それがこういう表現の仕方ということですから、これをまねてせいということではありません。とりあえず、芦屋町の環境政策の課題を掘り起こすことから始まりますが、それも住民の皆さんと一緒にぜひ取り組んでいただきたいということを切にお願い申し上げますが、最後に波多野町長、この私の要望に対してどうお答えになりますか。お答え願います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員の質問、それからご説は本当にごもつともなことであり、日ごろよりその環境問題につきまして非常にご努力されておられるということにつきましては敬意を表するわけであります。

この環境基本計画と条例策定の件なんですけど、実は私も不勉強でございまして、よく存じ上げておりませんでした。今、るるお話しをお聞きして、ずっと聞いておったんですが、芦屋町には正直なところ芦屋町環境美化に関する条例があるんで、これで事が足りるのではないかと思っておったのが事実であるわけであります。

先ほど、飯塚のほうの資料を見させていただきました。始まる前、見させていただいて、これは行政がどうかかわって、民間の分やないかというような形で副町長に聞いたら、いや、これは飯塚市ですよというふうで聞いてびっくりしたわけでございます。

なお一層職員ともどももう一度よく芦屋町の置かれた立場等々を認識して、この基本計画条例につきまして、どう立ち向かっていくかということについて、しばらくの間お時間をお貸しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

期待を抱かせていただくお言葉でございました。いずれにしても行政だけにそれを押しつけるつもりはございません。私どもも当然いろんな意味で住民団体として、あるいは議会の芦屋町と一緒に盛り立てていこうとする者として、でき得る限りのご協力はしていくつもりでございますので、その点、9月議会でどの辺までいったか、また私もどのぐらい努力をして皆様に本気度を

出していただいたか、その結論が出ますので、また9月にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。